

諮問庁：外務大臣

諮問日：平成28年10月25日（平成28年（行情）諮問第647号）

答申日：平成29年3月23日（平成28年度（行情）答申第812号）

事件名：行政文書ファイル「イラン・イラク問題／湾岸安全航行問題」につづられた文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「『イラン・イラク問題／湾岸安全航行問題』につづられた文書の全て。」（以下「本件対象文書」という。）につき，その一部を不開示とした決定については，文書40（1枚目6行目及び7行目）の部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，平成28年9月2日付け情報公開第01647号により外務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求める。

2 審査請求の理由

（1）不開示処分の対象部分の特定を求める。

総務省情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の審議において審査請求人は書面を通じてしか意見を申し立てることができない。したがって不開示部分を直接指さして特定するという方法が採れないため，原処分における特定の仕方では不十分である。

何頁の何行目から何行目までという辺りまで不開示部分の特定がないと審査会の審議における書面での申立てに支障が生じること，及び平成22年度（行情）答申第538号で指摘されたような原本と開示実施文書の相違の発生防止の観点から，更に特定を求めるものである。

（2）一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し，支障が生じない部分については開示すべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

処分庁は，審査請求人が平成28年6月22日付けで行った開示請求「『イラン・イラク問題／湾岸安全航行問題』につづられた文書につづら

れた文書の全て。」に対し、72件の文書を対象文書として特定し、うち47件を開示、25件を部分開示とする原処分を行った（平成28年9月2日付け情報公開第01647号）。

2 本件対象文書について

本件審査請求の対象となる文書は、原処分にかかる別紙記載の25文書である。

3 不開示とした部分について

(1) 文書15、文書18、文書19、文書21、文書22、文書61、文書63ないし文書67及び文書71には、現在外務省が使用している電信システムの内部の処理・管理に係る情報が記載されている。これら情報を公にすることにより、電信システムの暗号化方式の秘密保全に支障が生じ、国の安全が害されるおそれ、交渉上不利益を被るおそれ、及び外交事務全般の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、総番号、発受信時刻、パターンコード、配布先一覧につき、法5条3号及び6号に基づき不開示とした。

(2) 文書19、文書21（1枚目本文2行目）、文書22及び文書63の不開示部分は、個人の氏名、所属等個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであるため、法5条1号に基づき不開示とした。

(3) 文書39、文書40（1枚目下から1行目及び2行目）、文書42、文書48ないし文書51、文書53、文書55及び文書57の不開示部分は、公にしないことを前提とした我が国政府部内の協議の内容に関する記述であって、公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、関係国等との信頼関係が損なわれるおそれ、又は他国との交渉上不利益を被るおそれ、並びに率直な意見の交換が損なわれるおそれがあるため、法5条3号及び5号に基づき不開示とした。

(4) 文書40（1枚目6行目及び7行目）、文書61の不開示部分は、公にしないことを前提とした関係国との協議に係る情報であって、公にすることにより、関係国との信頼関係が損なわれるおそれがあるため、法5条3号に基づき不開示とした。

(5) 文書44の不開示部分は、防衛省・自衛隊の運用に関する情報であり、これを公にすることにより、海上自衛隊の運用能力、手法及び内容が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に基づき不開示とした。

(6) 文書6、文書21（3枚目本文8行目及び9行目）及び文書24の不開示部分は、企業に関する情報であって、特定企業の正当な利益を害するおそれがあるため、法5条2号に基づき不開示とした。

4 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、「何頁の何行目から何行目までという辺りまで不開示部分の特定がされないと審査会の審議における書面での申立に支障が生じること、及び平成22年度（行情）答申第538号で指摘されたような原本と開示実施文書の相違の発生防止の観点から、更に特定を求めるものである。」旨主張する。しかしながら、原処分において不開示部分の特定は適正になされており、審査請求人の主張には理由がない。
- (2) 審査請求人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」旨主張する。しかしながら、上記3にて述べたとおり、外務省は、厳正に審査を行った上で法5条各号に該当する部分を不開示としたのであり、原処分は妥当なものである。

5 結論

上記の論拠に基づき、外務省としては、原処分を維持することが適当であると判断する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年10月25日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年11月7日 審議
- ④ 平成29年3月3日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同月21日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、行政文書ファイル「イラン・イラク問題／湾岸安全航行問題」につづられた文書のうち別紙に掲げる25文書である。

諮問庁は、本件対象文書が法5条1号、2号、3号、5号及び6号に該当するとして一部開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 個人に関する情報について

文書19（3枚目ないし5枚目）、文書21（1枚目本文2行目）、文書22（1枚目本文1行目）及び文書63（1枚目本文6行目）の不開示部分は、個人の氏名、所属等が記載されている。

当該部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

さらに、当該部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(2) 特定企業に関する情報について

文書 6，文書 2 1（3 枚目本文 8 行目及び 9 行目）及び文書 2 4 の不開示部分には，特定企業に関する情報が記載されている。

当該部分は，これを公にすることにより，特定機材の調達に係る特定国政府と特定企業の交渉の状況が明らかとなり，特定企業の正当な利益を害するおそれがあると認められ，法 5 条 2 号イに該当し，不開示とすることが妥当である。

(3) ペルシャ湾問題に関する我が国のあり得べき対応についての検討に係る情報について

文書 3 9，文書 4 0（1 枚目下から 1 行目及び 2 行目），文書 4 2，文書 4 8 ないし文書 5 1，文書 5 3，文書 5 5 及び文書 5 7 の不開示部分には，ペルシャ湾問題に関する我が国のあり得べき対応等について，対外関係及び国内政治情勢に与える影響を含め政府部内で率直な意見交換及び検討を行った内容が記載されている。

当該部分は，これを公にすることにより，ペルシャ湾問題に関する我が国のあり得べき対応等が対外関係及び国内政治情勢等に与える影響等について政府部内で率直に協議又は検討を行った内容が明らかとなり，今後の同種の問題に関する検討に際しての自由闊達な議論に支障を来すなど，政府部内の率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがあると認められるので，法 5 条 5 号に該当し，同条 3 号について判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

(4) 関係国から取得した情報について

文書 4 0（1 枚目 6 行目及び 7 行目）及び文書 6 1（本文）の不開示部分には，関係国との協議により取得した情報が記載されていると認められる。

当該部分のうち文書 6 1（本文）の不開示部分は，これを公にすることにより，関係国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので，法 5 条 3 号に該当し，不開示とすることが妥当である。

しかしながら，文書 4 0（1 枚目 6 行目及び 7 行目）の不開示部分については，本件対象文書の別の部分で同旨の情報が開示されており，これを公にしても，関係国との信頼関係が損なわれるおそれがあるとは認められないことから，法 5 条 3 号に該当せず，開示すべきである。

(5) 自衛隊の運用に関する情報について

文書 4 4 の不開示部分には，海上自衛隊の運用に係る情報が記載されている。

当該部分は，これを公にした場合，海上自衛隊の掃海業務に係る態勢が明らかとなり，海上自衛隊の活動を阻害しようとする相手方をして，

対抗措置を講ずることを可能ならしめるなど、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障が生じ、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(6) 外務省の電信システムに関する情報について

文書15, 文書18, 文書19 (本文を除く。), 文書21 (本文を除く。), 文書22 (本文を除く。), 文書61 (本文を除く。), 文書63 (本文を除く。), 文書64ないし文書67及び文書71の不開示部分には、外務省が使用している電信システムの内部の処理・管理に係る情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、電信システムの暗号化方式の秘密保全に支障が生じ、国の安全が害されるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号, 2号, 3号, 5号及び6号に該当するとして不開示とした決定については、文書40 (1枚目6行目及び7行目)の部分は同条3号に該当せず、開示すべきであるが、その余の部分は同条1号, 2号イ, 3号及び5号に該当すると認められるので、同条6号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久

別紙

- 文書 6 ペルシャ湾における自由安全航行確保のための我が国貢献策の進
 捗（対外応答振り）
- 文書 1 5 日米首脳会談（ペルシャ湾問題関連対外応答要領）
- 文書 1 8 日米首のう会談（ペルシャ湾，イ・イ紛争）
- 文書 1 9 総理の国連総会出席（内外記者会見）
- 文書 2 1 ペルシャ湾航行安全確保問題（第 9 2 4 4 号）
- 文書 2 2 ペルシャ湾安全航行確保問題（第 9 2 4 5 号）
- 文書 2 4 ワインバーガー提案に対する対応
- 文書 3 9 ペルシャ湾航行安全確保のための日本の貢献について（6 2 . 9 .
 1 4）
- 文書 4 0 条約局コメント
- 文書 4 2 ペルシャ湾航行安全確保のための日本の貢献について（6 2 . 9 .
 1 4）
- 文書 4 4 海上自衛隊掃海部隊のペルシャ湾への派遣，他
- 文書 4 8 ペルシャ湾問題タスク・フォース（9 / 2 5 の会合の記録メモ）
- 文書 4 9 ペルシャ湾問題に関するタスク・フォース第 6 回会合（議事録）
- 文書 5 0 「ペルシャ湾問題に関するタスク・フォース」第 3 会合（議事
 録）
- 文書 5 1 ペルシャ湾問題に関するタスク・フォース第 5 回会合（議事録）
- 文書 5 3 ペルシャ湾問題に関するタスク・フォース第 4 回会合（議事録）
- 文書 5 5 「ペルシャ湾問題に関するタスク・フォース」第 2 会合（議事
 録）
- 文書 5 7 ペルシャ湾問題に関するタスク・フォース第 1 回会合（議事録）
- 文書 6 1 ペルシャ湾の安全航行問題（回訓）（第 8 2 9 9 号）
- 文書 6 3 湾がん情勢に関連するわが国の役割（米国防省申し入れ）（第 8
 1 8 1 号）
- 文書 6 4 湾岸情勢に関連する我が国の役割（米国防省申し入れ）（第 1 9 7
 7 号）
- 文書 6 5 ペルシャ湾の安全航行問題（国務省内話）（第 1 9 7 8 号）
- 文書 6 6 ペルシャ湾の安全航行問題（国務省内話）（第 8 1 8 2 号）
- 文書 6 7 湾岸情勢に関連する我が国の役割（在京米大からの申し入れ）
 （第 5 9 6 7 号）
- 文書 7 1 事務連絡（第 3 2 2 号），他